

委員会提出議案第1号

「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」
「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げる
こと」を取り下げることについての意見書

上記の議案を別紙のとおり南相馬市議会会議規則第14条第2
項の規定により提出いたします。

平成26年3月26日提出

南相馬市議会議長 平 田 武 様

文教福祉常任委員長 竹 野 光 雄

「要支援者への予防給付を市町村事業とすること」
「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げる
こと」を取り下げることについての意見書（案）

現在、国においては、介護保険制度の根幹にかかわる見直し案が検討され、今通常国会へ提出された。中でも「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねる」との案は、介護保険制度の理念を壊しかねない制度の変更であり、市町村の財政上、事務上の負担も軽視できないものとする。

厚生労働省は、昨年11月14日に開催した社会保障審議会介護保険部会に「予防給付のうち市町村事業に移すのは訪問介護、通所介護のみとし、訪問看護や訪問リハビリなどは予防給付として継続すること」を提案したが、訪問介護と通所介護は予防給付の89.6%に当たり、要支援外しの本質は変わっていない。

よって、国においては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

- (1) 「要支援者を介護保険制度の給付対象から外し、市町村の支援事業に委ねる」ことを取り下げること。
- (2) 「一定以上の所得のある人の利用料を2割に引き上げること」を取り下げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年3月26日

南相馬市議会議長 平 田 武

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
厚生労働大臣 様